|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **景観配慮事項説明書**（堺環濠都市地域の建築物） | | | |
| **計画地及び周辺の状況／景観コンセプト** | 建築物の規模 | □大規模建築物　　　　　　　　　　　　□中規模建築物 | |
| 周辺の景観 |  | |
| 計画地に  おける  景観上の  コンセプト |  | |
| **行為の制限（景観形成の基準）** | | | **配慮した事項など** |
| **Ａ地域特性** | 堺環濠都市地域は歴史的なまちなみや利便性の高い活気ある都心など、さまざまな特性のエリアで構成された地域であるため、建築物が立地するエリアの地域特性に配慮して景観形成方針に則った計画とする。 | | |
| **自然特性**  -堺環濠都市地域の魅力的な景観形成に向けて、濠の水辺空間や街区内の潤いある公園・緑地空間といった地域資源等を読み取り、それを意識した計画となるよう工夫する。 | |  |
| **歴史文化特性**  -戦禍を免れた北部に点在する町家や東部及び南部に点在する寺社などにみられる歴史的な建築物の外観・意匠、外構などの特性、町割や格子状の街区・街路といった地形特性、複数の街道が存在するまちなみ特性を読み取り、堺環濠都市地域の歴史文化資源等との関係性に配慮する。 | |  |
| **市街地特性**  -都心としてふさわしい質の高い都市空間の形成に向け、景観形成を先導して周辺景観の向上に結び付くような形態・意匠とする。  -堺環濠都市地域の骨格を形成する大小路筋や大道筋においては、主要な交通動線として多くの人の目に触れ、エリアの印象を決定づける重要な景観形成の軸であることから、建築物の形態・意匠の連続性や通りとしての見え方を意識し、歩いて楽しい沿道景観となるよう配慮する。特に低層部ではしつらえを工夫し、にぎわいを創出するように努める。 | |  |
| **Ｂまちなみ** | **Ｂ－１　周辺との調和**  -周辺建築物の壁面の位置、高さや低層部の軒高、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。  -特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加え、外構の配置も考慮して周辺との調和に配慮する。  -大小路筋や大道筋沿いにおいては、ウォーカブルな街路空間や交差部でのにぎわい空間、魅力的な夜間景観などのまちなみ形成を図る。  -町家が点在する北部や寺社が点在する東部及び南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、昔ながらの低層のまちなみに配慮して建築物の形態・意匠や外壁の材料を工夫するなど、歴史的な建築物が主体となったまちなみ形成を図る。  -内川・土居川の濠沿いにおいては、水辺空間との連続性を意識したまちなみ形成を図る。 | |  |
| **行為の制限（景観形成の基準）** | | | **配慮した事項など** |
| **Ｂまちなみ** | **Ｂ－２　まちかど（交差部）の景観形成**  -まちかどに位置する建築物については、人の目にとまりやすいことからその場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。  -まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。  -大小路筋や大道筋における多くの人が行きかう交差部では、積極的に滞留空間を形成するなど、歩いて楽しいまちかどの創出に努める。 | |  |
| **Ｂ－３　通りの景観形成**  -低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して形態・意匠、空地の配置を工夫するなど、歩いて楽しい通りのにぎわいを創出するような意匠とするよう努める。  -低層部の壁面を後退して植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。  -大小路筋や大道筋沿いにおいては、本市のにぎわいや活力をけん引する魅力あるまちなみに寄与するデザインに努める。  -町家が点在する北部において、町家などの歴史的建築物に配慮した通り形成に努める。 | |  |
| **Ｃ１建築計画／配置・外構** | **Ｃ１－１　空地の配置・意匠**  -敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。特に、大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観に寄与するよう空地を効果的に配置する。  -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、潤いのある空間となるように努める。 | |  |
| **Ｃ１－２　敷際の形態・意匠**  -敷際の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。  -敷際には植栽を配置するなど、潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。  -大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観となるように植栽の充実やベンチの設置、空地の確保など開放的なしつらえとする。  -町家が点在する北部や寺社が点在する東部及び南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、周辺の歴史的な建築物の壁の位置に壁面を揃える、又は壁の位置に合わせてまちなみと調和した門柱や塀等を設けるなど、歴史的なまちなみに配慮した敷際とするよう努める。  -濠沿いにおいては、遊歩道との連続性や緑化に配慮した敷際の形態・意匠とし、潤いが感じられる水辺空間の創出に努める。 | |  |
| **Ｃ１－３　屋外付帯施設**  -屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、又は植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。  -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、又は本体に組み込むようなデザインとする。 | | （駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など） |
| **行為の制限（景観形成の基準）** | | | **配慮した事項など** |
| **Ｃ２建築計画／建築物** | **Ｃ２－１　建築物の形態・意匠**  -建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。  -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。  -まちなみに統一感がでるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。  -大小路筋や大道筋沿いにおいては都心部のにぎわいに寄与するデザインとし、魅力あるまちなみ形成に努める。  -町家が点在する北部や寺社が点在する東部及び南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社といった歴史的な建築物にみられる漆喰・板塀といった伝統的な材料や色彩の特徴、壁の位置などに配慮した形態・意匠とする。 | |  |
| **Ｃ２－２　外壁の材料**  -外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。  -町家が点在する北部や寺社が点在する東部及び南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社等で見られる伝統的な材料（木材や漆喰等）との調和に配慮する。 | |  |
| **Ｃ２－３　外壁の色彩**  -外壁の色彩は堺環濠都市地域の特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。  -高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※色彩の基準は欄外参照 | |  |
| **Ｃ２－４　屋根**  -屋根の色彩は低明度・低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。 | |  |
| **Ｃ３建築計画／付帯設備等** | **Ｃ３－１　屋上付帯設備等**  -スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。 | | （塔屋、屋上設備など） |
| **Ｃ３－２　屋外階段・外壁付帯設備**  -屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。  -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。 | | （屋外階段、室外機、樋など） |

※色彩基準

【大規模建築物】

-ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の１/３以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は表１のとおりとする。

表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 色相 | 明度 | 彩度 |
| YR（橙）系 | 6以上 | 4以下 |
| R（赤）、Y（黄）系 | 6以上 | 3以下 |
| 上記以外 | 6以上 | 2以下 |
| 無彩色 | 6以上 | - |

-サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度

差を２以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の１/３以下とする。

-ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の１/20以下の範囲で

使用するものとする。

-写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。

-色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイル又は素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や

石など）で構成されている色彩は、その色彩を扱うものとする。

-ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。

-漆喰や板塀といった伝統的な材料を使うなど、歴史的な建築物の特性に配慮されたものは、上記の限りでない。

【大規模建築物以外】

-ベースカラーは見付面積の最も多く用いられている色彩とし、その色彩の基準は表２のとおりとする。

表２

|  |  |
| --- | --- |
| 色相 | 彩度 |
| YR（橙）系 | 6以下 |
| R（赤）、Y（黄）系 | 4以下 |
| 上記以外 | 2以下 |

-アクセントカラーを用いる場合は見付面積に対してできる限り小さい範囲で使用するものとし、効果的に使用する。